

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5430010号
(P5430010)

(45) 発行日 平成26年2月26日(2014.2.26)

(24) 登録日 平成25年12月13日(2013.12.13)

(51) Int.Cl.

B65D 17/34 (2006.01)

F 1

B 6 5 D 17/34

B65D 17/347 (2006.01)

B65D 17/353 (2006.01)

請求項の数 14 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2010-523446 (P2010-523446)
 (86) (22) 出願日 平成20年5月8日 (2008.5.8)
 (65) 公表番号 特表2010-537905 (P2010-537905A)
 (43) 公表日 平成22年12月9日 (2010.12.9)
 (86) 國際出願番号 PCT/EP2008/055707
 (87) 國際公開番号 WO2009/030526
 (87) 國際公開日 平成21年3月12日 (2009.3.12)
 審査請求日 平成23年5月9日 (2011.5.9)
 (31) 優先権主張番号 UD2007A000159
 (32) 優先日 平成19年9月7日 (2007.9.7)
 (33) 優先権主張国 イタリア (IT)

(73) 特許権者 510061988
 インターナショナル パテント アンド
 ブランズ コーポレーション
 INTERNATIONAL PATEN
 TS AND BRANDS CORPO
 RATION
 パナマ共和国、パナマ 1602 オフィ
 チーナ、トーレ ニエーヴア グローバル
 バンク ピソ 16, カレ 50
 Calle 50, Torre Nueva
 Global Bank Piso
 16, Oficina 1602 Pan
 ama, Republic of Pan
 ama (PA)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】物質、特に飲料用の、引っ張り開ける密封要素を有する容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

蓋として機能する上面(211)と、第二種レバー(216)とを少なくとも有する、飲料物質のための容器であって、

前記上面(211)は、

周縁部(212)と、実質的に円形で、中心軸(Y)に対して同心円状であり、前記周縁部(212)に固定してある中心ゾーン(236)と、を有し、

前記中心ゾーン(236)には、前記物質が通過するのに関連する開口部(215)に対して取り除き可能なストッパーとして機能する引き上げ開口式の密封要素(214)を区画する脆弱線(213)が形成され、

前記密封要素(214)は、前記周縁部(212)に近接する前方末端部を備え、

前記第二種レバー(216)は、

少なくとも一部分が前記密封要素(214)に接続し、さらに前記密封要素(214)を前記脆弱線(213)に沿って少なくとも一部分を前記中心ゾーン(236)の残りの部分から取り除けるように動かすことで前記開口部(215)が外部と連通するようになっており、

前記脆弱線(213)は、前記中心軸(Y)に対して前記第二種レバー(216)と反対にある前記密封要素(214)の一端で中断され、前記密封要素(214)は、前記中心ゾーン(236)の残りの部分に固定された端を有する容器において、

前記第二種レバー(216)は、

10

20

前記脆弱線（213）によって区画される前記密封要素（214）の外側、かつ、前記前方末端部の前であって、前記周縁部（212）に対応して配置される特徴的な支点として機能可能であり、前記特徴的な支点は、通常の使用において、前記密封要素（214）を引っ張り上げるのを確実にするために、前記周縁部（212）と直接的に協働できる第一端部（234）と、

前記第一端部（234）の反対側にあり、把持、引き上げもしくは引っ張り要素として機能可能である第二端部（232）と、

前記第一端部（234）および前記第二端部（232）の間の中間ゾーン（239）であって、前記第二種レバー（216）が前記密封要素（214）に接続され、前記密封要素（214）の前方末端部に機械的に接続された柔軟な舌状体（251）を備え、前記柔軟な舌状体（251）は引っ張り棒として機能し、曲がることが可能であり、前記密封要素（214）の前方末端部に対して、上方に引っ張る力をかけることが可能である中間ゾーン（239）と、を有することを特徴とする容器。

【請求項2】

前記中心ゾーン（236）は、確定半径（A）を有し、

前記レバー（216）は、前記半径（A）と実質的に平行であり、前記第一端部（234）および前記第二端部（232）の間の距離は、前記半径（A）の長さよりも短いことを特徴とする請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記第二端部（232）は、前記中心軸（Y）の近くに配置されていることを特徴とする請求項2に記載の容器。

【請求項4】

前記脆弱線（213）により区画される前記密封要素（214）は、実質的に円形の第一部（214a）および実質的に長方形であり前記第一部（214a）から繋がっている第二部分（214b）を有することを特徴とする請求項2もしくは3に記載の容器。

【請求項5】

前記第二種レバー（216）は、前記密封要素（214）の前記第一部（214a）の上に配置されていることを特徴とする請求項4に記載の容器。

【請求項6】

前記脆弱線（213）が、前記中心軸（Y）に対して前記第二種レバー（216）の反対側にある前記第二部分（214b）の端で中断されて、前記密封要素（214）が前記中心ゾーン（236）の残りの部分に固定してある縁部を有することを特徴とする請求項4もしくは5に記載の容器。

【請求項7】

前記第二種レバー（216）の前記中間ゾーン（239）は、前記密封要素（214）の前記第一部（214a）に機械的接続手段（250）により接続されていることを特徴とする請求項4、5および6のいずれかに記載の容器。

【請求項8】

前記機械的接続手段（250）がリベットもしくは溶接点であることを特徴とする請求項7に記載の容器。

【請求項9】

前記機械的接続手段（250）は前記密封要素（214）の前記第一部（214a）と前記柔軟な舌状体（251）を接続することを特徴とする請求項7もしくは8に記載の容器。

【請求項10】

前記第二種レバー（216）は、前記周縁部（212）の外側に向かって回転可能になっていることを特徴とする請求項1から9のいずれかに記載の容器。

【請求項11】

蓋として機能する上面（211）と、第二種レバー（216）とを少なくとも有する、飲

10

20

30

40

50

料物質を保持できる容器のための蓋であって、

前記上面(211)は、

周縁部(212)と、実質的に円形で、中心軸(Y)に対して同心円状であり、前記周縁部(212)に固定してある中心ゾーン(236)と、を有し、

前記中心ゾーン(236)には、前記物質が通過するのに関連する開口部(215)に対して取り除き可能なストッパーとして機能する引き上げ開口式の密封要素(214)を区画する脆弱線(213)が形成され、

前記密封要素(214)は、前記周縁部(212)に近接する前方末端部を備え、

前記第二種レバー(216)は、

少なくとも一部分が前記密封要素(214)に接続し、さらに前記密封要素(214)を前記脆弱線(213)に沿って少なくとも一部分を前記中心ゾーン(236)の残りの部分から取り除けるように動かすことで前記開口部(215)が外部と連通するようになっており、10

前記脆弱線(213)は、前記中心軸(Y)に対して前記第二種レバー(216)と反対にある前記密封要素(214)の一端で中断され、前記密封要素(214)は、前記中心ゾーン(236)の残りの部分に固定された端を有する蓋において、

前記第二種レバー(216)は、

前記脆弱線(213)によって区画される前記密封要素(214)の外側、かつ、前記前方末端部の前であって、前記周縁部(212)に対応して配置される特徴的な支点として機能可能であり、前記特徴的な支点は、通常の使用において、前記密封要素(214)を引っ張り上げるのを確実にするために、前記周縁部(212)と直接的に協働できる第一端部(234)と、20

前記第一端部(234)の反対側にあり、把持、引き上げもしくは引っ張り要素として機能可能である第二端部(232)と、

前記第一端部(234)および前記第二端部(232)の中間ゾーン(239)であって、前記第二種レバー(216)が前記密封要素(214)に接続され、前記密封要素(214)の前方末端部に機械的に接続された柔軟な舌状体(251)を備え、前記柔軟な舌状体(251)は引っ張り棒として機能し、曲がることが可能であり、前記密封要素(214)の前方末端部に対して、上方に引っ張る力をかけることが可能である中間ゾーン(239)と、を有することを特徴とする蓋。30

【請求項12】

蓋として機能する上面(211)と、第二種レバー(216)とを少なくとも有する、飲料物質を保持することができる容器の密封要素(214)を開ける方法であって、

前記上面(211)は、

周縁部(212)と、実質的に円形で、中心軸(Y)に対して同心円状であり、前記周縁部(212)に固定してある中心ゾーン(236)と、を有し、

前記中心ゾーン(236)には、前記物質が通過するのに関連する開口部(215)に対して取り除き可能なストッパーとして機能する引き上げ開口式の密封要素(214)を区画する脆弱線(213)が形成され、

前記密封要素(214)は、前記周縁部(212)に近接する前方末端部を備え、

前記第二種レバー(216)は、

少なくとも一部分が前記密封要素(214)に接続し、さらに前記密封要素(214)を前記脆弱線(213)に沿って少なくとも一部分を前記中心ゾーン(236)の残りの部分から取り除けるように動かすことで前記開口部(215)が外部と連通するようになっており、40

前記脆弱線(213)は、前記中心軸(Y)に対して前記第二種レバー(216)と反対にある前記密封要素(214)の一端で中断され、前記密封要素(214)は、前記中心ゾーン(236)の残りの部分に固定された端を有する容器において、

前記第二種レバー(216)は、

前記脆弱線(213)によって区画される前記密封要素(214)の外側、かつ、前記前50

方末端部の前であって、前記周縁部(212)に対応して配置される特徴的な支点として機能可能であり、前記特徴的な支点は、通常の使用において、前記密封要素(214)を引っ張り上げるのを確実にするために、前記周縁部(212)と直接的に協働できる第一端部(234)と、

前記第一端部(234)の反対側にあり、把持、引き上げもしくは引っ張り要素として機能可能である第二端部(232)と、

前記第一端部(234)および前記第二端部(232)の間の中間ゾーン(239)であって、前記第二種レバー(216)が前記密封要素(214)に接続され、前記密封要素(214)に機械的に接続された柔軟な舌状体(251)を備える中間ゾーン(239)と、を有する容器の密封要素(214)を開ける方法において、

10

前記方法は、

前記柔軟な舌状体(251)が前記密封要素(214)との機械的な接続を維持するとともに上方に引っ張る力をかけながら曲がるように、しかも、前記第二種レバー(216)の前記柔軟な舌状体(251)が前記密封要素(214)の前方末端部を上方に引っ張り上げ、前記密封要素(214)が容器内に入るのを防ぎつつ前記脆弱線(213)に沿って上面(211)から切り離せるようにするため、前記第二種レバー(216)の前記第二端部(232)を引き上げ、前記第二端部(232)を前記周縁部(212)の外側に向かって回転させ、前記第二種レバー(216)の前記第一端部(234)を中心に回動させ、前記密封要素(214)に対して外側に動かす工程と、

前記密封要素(214)を引き上げ、さらに前記開口部(215)が聞くまで前記脆弱線(213)に沿って切り離し続けるために、前記第二種レバー(216)を後ろに引く工程と、を有する方法。

20

【請求項13】

物質、特に飲料のための容器であって、

前記容器は、周縁部(12、212、312)および前記周縁部(12、212、312)に固定してある中心ゾーン(36、236、336)と、前記中心ゾーン(36、236、336)に形成されて前記物質が通過するのに関連する開口部(15、215、315)に対して取り除き可能なストップバーとして機能する引き上げ開口式の密封要素(14、214、314)を区画する脆弱線(13、213、313)とを有する蓋として機能する上面(11、211、311)と、

30

少なくとも一部分が前記密封要素(14、214、314)に接続し、さらに前記密封要素(14、214、314)を前記脆弱線(13、213、313)に沿って少なくとも一部分取り除けるように動かして、前記開口部(15、215、315)を外部と連通させるレバー(16、216、316)と、を少なくとも有する容器において、

前記レバー(16、216、316)は、

前記周縁部(12、212、312)もしくは前記中心ゾーン(36、236、336)に対応して配置され、支点として機能可能である第一端部(34、234、334)と、前記第一端部(34、234、334)の反対側にあり、グリッパー要素として機能可能であり、前記中心ゾーン(36、236、336)に実質的に対応して配置される第二端部(32、232、332)と、

40

前記第一端部(34、234、334)および前記第二端部(32、232、332)の間にあり、前記レバー(16、216、316)を前記密封要素(14、24、314)に接続させる中間ゾーン(39、239、339)と、を有し、

柔軟なタイプの接続要素(17)は、前記レバー(216)および前記密封要素(14)の間に置かれ、前記接続要素(17)は、前記レバー(16)に付いている第一端部(18)と、前記上面(11)に固定してある第二端部(19)と、を有し、前記接続要素(17)の前記第一端部(18)は、前記密封要素(14)が閉じられた状態において、前記レバー(16)の前記第一端部(34)と実質的に近距離に配置され、

前記接続要素(17)は、第一所定屈曲線(21、25)を有し、前記第一所定屈曲線(21、25)は、前記接続要素(17)の前記第一端部(18)により接続する第一部

50

分(26)と、前記接続要素(17)の前記第二端部(19)により上面(11)に接続する第二部分(31)と、前記第一部分(26)と前記第二部分(31)の間に配置される第三部分(29)と、を区画し、

前記接続要素(17)は、第二所定屈曲線(22、23、24)を有し、前記第二所定屈曲線(22、23、24)は、前記第一部分(26)に隣接しさらに前記密封要素(14)に装着してある第四部分(27)と、前記第四部分(27)と前記第三部分(29)の間に配置される第五部分(28)と、前記第五部分(28)と前記第二部分(31)の間に配置される第六部分(30)と、をそれぞれ区画することを特徴とする容器。

【請求項14】

前記密封要素が開いた状態において、前記接続要素(17)は、屈曲状態であることがで
き、前記接続要素(17)は、前記上面(11)の上でさらに前記開口部に隣接して位置し、
さらに前記六カ所の部分(26、27、28、29、30、および31)は屈曲し互いに重なりあつて
いることを特徴とする請求項13に記載の容器。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願発明は、どんな物質も、特に飲料を保持できる、例えば缶などの容器に関する。該容器は、蓋として機能する上面を有し、この蓋は、密封要素を有する。該密封要素は、舌状であり、てこのメカニズムのおかげで完全に外側にけることができ、そのため内部の物質に接触せずに開けられるようになっている。さらに、密封要素が開いている時、該密封要素は、残りのふたの部分に固定されているため、容器の残りの部分と共に簡単に捨てる
ことが出来る。 20

【背景技術】

【0002】

容器は、固形食品および飲料などのためであり、側面と、底面と、底面の反対側の上面と、を有し、全てアルミ、スチール、またはそれらの合金から作られている。

【0003】

蓋として機能する上面には、閉じられた脆弱線があり、これはストッパーとして機能する密封要素の輪郭を示しており、さらに密封要素の開口部に対応している。レバーは、通常、引き上げ用のアイレット(孔)と共に、一方の端部に設けられ、ストッパーと関連してあり、残りの蓋の部分からストッパーを切り離すために前記脆弱線に沿って傾斜する
ことができる。そして、ストッパーは、外側に向かって曲げられて完全に取り除かれる。これらの公知の容器の問題は、これらが開けられた時、レバーとストッパーが容器から完全に切り離されて、周囲に散在され、環境を汚染し、さらには偶然これらと接触した人に怪我を負わせてしまうということがあった。 30

【0004】

これらの問題を解決する公知の飲料用の容器は、それ自体で閉じられていない脆弱線を有している。この場合、ストッパーを開けるためには、レバーを動かすことにより脆弱線に沿ってストッパーを曲げ、対応する開口部を通って、容器の内側に動かす。しかしながら、このようにすると、外部からの汚染から守られていないストッパーの外側部分が、容器の中の物質と直接接触し、この物質を摂取する人の健康に深刻な危険を及ぼすため、滅菌して容器に物質を満たして密封した安全対策を無駄なものにしてしまう。 40

【0005】

容器内の物質に対して汚染物質となり得るもの除去する必要性は、世界レベルの新しい衛生規則の課題である。この新しい衛生規則は、容器内の物質と接触することが出来る汚染された可能性のあるストッパーを有する容器を製造および販売することを明確に禁止している。

【0006】

これらの規則を満足し、さらにストッパーが環境に散在されるのを防ぐために、ハイジエニックストッパーと呼ばれる容器が作られていることが知られている。このハイジエニ
50

ツクストッパーは、容器の外側に向かって開けられ、さらに開いている状態では容器に接続したままになっている。

【0007】

公知の容器の一例として、閉じられた脆弱線と、一端が上面に付けられ、さらにストッパーおよびレバーにも付けられた柔軟なタイプの鉄性の舌状体と、を有するものがある。

【0008】

関連するレバーを時計回りに回すことで、ストッパーが切れ、容器の外側に折れるが、柔軟な舌状体のおかげで、容器に固定されたままである。この公知の容器の問題点は、これの製造と処理の方法に起因して、持ち上げる動作によってストッパーを切って取り除くため、他の公知の容器よりも全体として労力を要する問題点があり、あまり実用的ではなかった。10

【0009】

本願発明の目的は、容器内の飲料の衛生状態を良好に保つように、ストッパーを開口部に沿って取り除くことを可能にする飲料用容器を達成することである。すなわち、この飲料用容器は、衛生的なストッパーを有し、環境中に散在されないように、該ストッパーは容器に固定されたままであり、さらに実用的であって、ストッパーを取り除くのに大きな労力を要さないものである。

【0010】

本出願人は、現在の技術の欠点を解決するために本願発明を鋭意検討し、公知の技術の問題を解決し、本願発明の目的を達成し、利点を得た。20

【発明の概要】

【0011】

本願発明は、独立請求項に記載、特徴付けられ、また従属項には、本願発明のその他の特徴もしくは主な概念の変形例が記載されている。

【0012】

上述の目的による、本願発明に係る物質、特に飲料用の容器は、少なくとも蓋として機能する上面を有し、この上面は、周縁部と周縁部に固定されている中心ゾーンとを有し、この中心ゾーンに脆弱線が形成され、該脆弱線が引っ張り開ける密封要素を区画し、この密封要素が、前記物質の通路として関連する開口部のための除去可能なストッパーとして機能する。該容器は、前記密封要素に少なくとも一ヵ所が接続し、前記脆弱線に沿って前記中心ゾーンの残りの部分から前記密封要素の少なくとも一部を取り除けるように動かして、前記開口部と外をつなげるレバーも有している。30

【0013】

本願発明の特徴によれば、前記レバーは、支点として機能可能な第一端部と、第一端部の反対側にあり、前記中心ゾーンに実質的に対応して処理され、グリッパー要素として機能可能な第二端部と、前記第一端部と前記第二端部の間にあり、前記レバーが前記密封要素と接続されることにより存在する中間ゾーンと、を有する。

【0014】

該レバーの前記第一端部は、支点として機能可能であり、有利には前記周縁部もしくは前記中心ゾーンと対応して処理できる。いずれにしても、このレバーは、第二種レバーであり、すなわち抵抗力が付加されるポイント（密封要素への接続）が、支点（レバーの第一端部）および引っ張る力が付加されるポイント（レバーの第二端部）との間にあるため、常に有用である。40

【0015】

有利には、前記密封要素を開ける方法としては、以下の工程を有する：

- 前記レバーの前記第二端部を前記第一端部に対して回動させて、前記レバーの前記中間ゾーンが、前記密封要素を前記中心ゾーンの残りの部分から前記脆弱線に沿って切り離す工程と、
 - 前記レバーの前記第二端部を後ろ向きに引っ張り、前記密封要素を引っ張り上げて前記開口部が前記脆弱線に沿って開けられるまで切り離し続ける工程とを有する。
- 50

【0016】

このようにすることで、本出願人は、前述の容器のストッパーを開くという目的を簡単に且つ大した労力を使わずに、二工程だけで達成し、前記ストッパーのいかなる部分も容器内の物質と接触せず、さらに前記ストッパーを容器の残りの部分に常に付いたままにするこ¹⁰とを達成している。

【0017】

さらには、前記容器の衛生特性をさらに良くするために、蓋の少なくとも一部を覆う衛生フィルムが提供され、この衛生フィルムは、密封要素と共に取り除くことができ、もししくは、該密封要素を動かすレバーに触れる前に取り除くことができる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

本願発明のこれらおよびその他の特徴は、以下に記載する好ましい実施形態により明かになり、さらに本願発明は、添付の図面に限定されるものではない。

【図1】図1は、本願発明の第1実施形態に係る容器の一部の断面図である；

【図2】図2は、閉じた状態の図1に記載の容器の平面図である；

【図3】図3は、開いた状態の図1に記載の容器の平面図である；

【図4】図4は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図5】図5は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図6】図6は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図7】図7は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図8】図8は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図9】図9は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図10】図10は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図11】図11は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図12】図12は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図13】図13は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図14】図14は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図15】図15は、図1に記載の容器の一部の模式断面図であり、これは、図4から図15にかけて該容器の開閉の工程を順番に表している；

【図16】図16は、閉じられた状態の図1に記載の容器の変形例の平面図である；

【図17】図17は、図16に記載の容器の断面図である；

【図18】図18は、閉じた状態の本願発明の第2実施形態に係る容器の蓋の平面図である；

【図19】図19は、図18のXIXからXIXでの断面図である；

【図20】図20は、部分的に開いた状態の図18に記載の蓋の平面図である；

【図21】図21は、図20のXXIからXXIでの断面図である；

【図22】図22は、完全に開いた状態の図18に記載の蓋の平面図である；

【図23】図23は、図22のXXIIからXXIIでの断面図である；

【図24】図24は、図18の容器を詳細にした平面図である；

10

20

30

40

50

【図25】図25は、本願発明の第3実施形態に係る容器の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

図1においては、本願発明に係る容器10は、物質、例えば飲料を保持できる缶として示されている。容器10は、例えば、アルミニウム、スチールもしくはそれらの合金から作られており、実質的に円柱形で、外側面40、蓋として機能する上面11、図示されてはいないが公知のあらゆるタイプの底面と、を有する。

【0020】

上面11は、実質的に円形の形をしており(図2および3)中心軸Yに対して同心円状である(図1から15)。さらに、上面11は、環状の周縁部12を有し、周縁部12は確定半径Aを有する中心ゾーン36を区画している。

10

【0021】

溝38は、図1から15に図示されている実施形態で上面11上に形成されており、周縁部12に対して同心円状の閉じられた線により区画されている。

【0022】

中心ゾーン36の上には、脆弱線13(図2)が公知の手段で形成され、それ自体で閉じてあり、部分的に狭くなるもしくは様々な断面図を有し、舌状の密封要素もしくはストッパー14を形作っている。該ストッパー14は、対応する開口部15を密封し、この開口部15を通って、物質は容器10から取り除くことができる。特に、容器10が閉じた状態の時(図2)、ストッパー14は、開口部15を完全且つ密閉に閉じており、それに対して、開いている状態の時、ストッパー14は持ち上げられ、さらに少なくとも一部は、開口部15から切り離されても(図3)、容器10の残りの部分に固定されたままである。

20

【0023】

ストッパー14は、以下でさらに詳細に説明されるが、レバー16と固定されており、閉じた状態(図2)では、少なくとも一部がストッパー14と被っている。

【0024】

レバー16は、その端部もしくはリング32を掴むことにより手動で動かされ、それによりストッパー14を上面11の残りの部分から脆弱線13に沿って切り離す。

30

【0025】

リング32は、上面11の内側に向かって面しており、すなわち、中心ゾーン36に面しており、これによりレバー16を掴み、そして動かすのをより簡単にしている。有利には、閉じた状態では、リング32は、中心ゾーン36の中心を通過する中心軸Yに対応している。

【0026】

レバー16は、リング32の反対にある端部34(図1)を中心に回動し、すなわち、周縁部12に実質的に対応して配置される。特に、閉じた状態(図2)では、端部34は、脆弱線13の外側にあり、さらに凸部35に直接接しつつ、上面11に対面しながら、上面11の上に形成されている。凸部35は、実質的にU字状であり、すなわち、対向しつつさらに平行な二つの長方形が、周縁部12の近くでカーブ部位により繋がっている。

40

【0027】

凸部35のカーブした部分は、少なくとも一部が周縁部12および脆弱線13の間にあり、さらに少なくとも一部がストッパー14とそれに対応する開口部15の両方と、レバー16とを囲んでいる。特に、レバー16の端部34は、凸部35のカーブした部分の上に配置されている(図1)。

【0028】

さらに、レバー16は、端部32および34の間にある中間ゾーン39を有し(図1)、中間ゾーン39に、柔軟な舌状体17が装着されており、舌状体17は、ストッパー14に接続している。

【0029】

50

中間ゾーン 3 9 は、有利には、端部 3 4 により近く、端部 3 4 は支点として機能し、そして特に、舌状体 1 7 の端部 1 8 に、例えば溶接などの手段により装着されている。

【 0 0 3 0 】

閉じた状態において(図 2)、舌状体 1 7 の端部 1 8 は周縁部 1 2 に実質的に近接している。

【 0 0 3 1 】

舌状体 1 7 は、通常は、上面 1 1 の上に位置し、レバー 1 6 とストッパー 1 4 の間に置かれている(図 1)。特に、舌 1 7 は、ストッパー 1 4 の全てを覆うように延長部分を有しており、リベット 2 0 の手段により装着している(図 1)。

【 0 0 3 2 】

さらに、舌状体 1 7 は、端部 1 9 を有し(図 2)、これは、例えばリベット 3 7 などの手段により上面 1 1 に固定された中心ゾーン 3 6 に対応して、通常、置かれる。

【 0 0 3 3 】

この場合、舌状体 1 7 には、それぞれ 2 1 、 2 2 、 2 3 、 2 4 および 2 5 で示される 5 つの所定屈曲線も提供され、それらに関連する部分である 2 6 , 2 7 , 2 8 、 2 9 、 3 0 および 3 1 を区画する。

【 0 0 3 4 】

第一屈曲線 2 1 は、部分 2 6 を区画し(図 9)、部分 2 6 は、舌状体 1 7 の端部 1 8 に実質的に対応し、レバー 1 6 の接続要素として機能する。このようにすることで、舌状体 1 7 がストッパー 1 4 に固く装着されているため、ストッパー 1 4 およびレバー 1 6 での接続が達成される。

【 0 0 3 5 】

第二屈曲線 2 2 は部分 2 7 を区画し(図 8 および 9)、これは、部分 2 6 に隣接し、リベット 2 0 という手段によりストッパー 1 4 に装着している。

【 0 0 3 6 】

第三屈曲線 2 3 は、部分 2 8 を区画し(図 1 1)、これは、部分 2 7 に隣接して配置されつつ、第四屈曲線 2 4 は、部分 2 8 に隣接して配置される部分 2 9 を区画している(図 1 2)。

【 0 0 3 7 】

最後に、第五屈曲線 2 5 は、部分 3 1 を区画し(図 1 3 および 1 4)、これは、舌状体 1 7 の端部 1 9 に対応し、さらに部分 2 6 の反対側に位置している。特に、部分 3 1 は、上面 1 1 にリベット 3 7 という手段により装着されている。

【 0 0 3 8 】

レバー 1 6 をその端部 3 4 を中心に回転させることにより、端部 3 2 は、上面 1 1 から離され、ストッパー 1 4 は上面 1 1 から部分的に切り離され、このようにして開口部 1 5 は開きはじめる。これは、所定の引き上げ力が負荷された時の脆弱線 1 3 により起こる。

【 0 0 3 9 】

レバー 1 6 および舌状体 1 7 と、舌状体 1 7 およびストッパー 1 4 の間の接続領域が近距離でありながら異なっているため、ストッパー 1 4 に作用するレバー 1 6 は、高い角運動量を付与できる非常に好ましいアームを形作っている。

【 0 0 4 0 】

そして、レバー 1 6 の力は、脆弱線 1 3 に近接する負荷点に負荷され、さらに容器 1 0 の外側に向かう回転と共に負荷される。さらには、レバー 1 6 が作用する脆弱線 1 3 の抵抗部分は、残りの部分の脆弱線 1 3 よりも著しく小さい。したがって、以上のことから、脆弱線 1 3 に沿ってストッパー 1 4 を引き上げるのに必要な力は、現在公知の衛生ストッパーを伴う容器と比較して非常に小さいことは明確である。

【 0 0 4 1 】

レバー 1 6 の端部 3 4 をさらに上に切り離すことにより、ストッパー 1 4 を完全に上面 1 1 から切り離し、さらに柔軟な舌状体 1 7 は、曲がった状態で位置する。

【 0 0 4 2 】

10

20

30

40

50

曲がった状態において(図15)、柔軟な舌状体17は、上面11の上に位置し、さらに開口部15の横に位置しながら、その部分26、27、28、29、30、および31は、実質的に上面11と平行であり、互いに重なり合っている。曲がった状態の時、部分26は、レバー16のすぐ下である上の位置にあり、部分31は、その他の全ての部分26、27、28、29、および30の下の位置にあって、上面11と接している。結果的に、舌状体17が、曲がった状態では、部分27、28、29、および30は、部分26および部分31の間に位置しており、これは、図14および15に明確に図示されている。

【0043】

レバー16の一端と協働しているリベット20は、柔軟な舌状体17を曲がった状態に選択的に維持する。10

【0044】

ストッパー14も、舌状体17に固定されていることから、舌状体17の中間の屈曲線22、23、および24に対応するそれぞれの上に位置する関連部分において曲げることができる。

【0045】

上述のように、曲がった状態の時、部分26、27、28、29、30および31は、蛇腹状に互いに重なり合っており、さらにレバー16は、それらの上に位置している。このようにすることで、レバー16は、容器10から著しく飛び出すことがなく、また、容器10から物質を取り出したい人にとって、レバー16と、舌状体17と、ストッパー14と、が邪魔になることもない。20

【0046】

上述の容器10は、以下のように使用される。

【0047】

まず、容器10は、通常は閉じた状態である(図2および4)。これを開けるには、使用者は、レバー16のリング32を掴まなければならず、さらに、その端部34を中心に図5、6および7の矢印Rで図示する方向に回転する。これにより、ストッパー14の一部分を残りの上面11から切り離し、結果的に、部分27に対応して開口部15の一部分を形成し、ストッパー14および舌状体17を屈曲線22に沿って曲げる。

【0048】

ストッパー14は、上に持ち上げられるため、容器10内に入り、容器10内の物質と接触することはない。これにより、容器10に物質が入れられた時の物質の最適な衛生状態を保証する。30

【0049】

続いて、使用者は、接線方向の力によりレバー16を、図8から13に図示する矢印Fの方向に引き、屈曲線22に対応して、ストッパー14および舌状体17を90度以上にさらに傾ける(図7から10)。その後、ストッパー14および舌状体17を屈曲線23および24に沿って曲げて、さらに傾ける(図11および12)。このようにすることで、ストッパー14は、舌状体17の部分27および28に固定されたまま、そして上面11に装着され、開口部15を開放し、容器10は開いた状態となる(図3、12および13)。40

【0050】

この時点で、舌状体17の部分26、27、28、29、30および31と、ストッパー14と、レバー16とは、図14の矢印Gの方向に示される方向への動きに伴い、重なり合うようになる。最後に、図15の矢印Pに図示するように、舌状体17の部分26、27、28、29、30および31と、ストッパー14と、関連するレバー16とは、蛇腹状に閉じられる。

【0051】

屈曲線21、22、23、24および25により、レバー16と、ストッパー14と、柔軟な舌状体17は、閉じた状態に簡単に数回繰り返して位置することができるため、使50

用者は、所望のように一時的にストッパー 14 で容器 10 を閉じることが出来る。

【0052】

変形例によると、図 16 および 17 に示す本願発明に係る容器 110 は、同じ部分には同じ番号が付してあるが、上面 11 に形成されている溝 138 を有し、これは、閉じられている溝 38 とは違い、開いている。すなわち、ストッパー 14 および開口部 15 に対応し中断されている。このようにすることで、容器 110 内の物質が出た後、溝 138 内で沈滞して不衛生な状態になるのを防いでいる。

【0053】

その他の変形例によると、図示されていないが、レバー 16 は、リング 32 に対して 2 倍の大きさのグリッピングリングが提供されており、このようにすることで、通常のように一つの指ではなく、二つの指でレバー 16 をより動かし易くしている。10

【0054】

図 18 から 24 に図示される第 2 実施形態によると、容器 210 は、中心ゾーン 236 を区画する環状の周縁部 212 が付いている上面 211 を有する。

【0055】

溝 238 は、溝 38 と類似しており、上面 211 の上に形成されている。

【0056】

脆弱線 213 は、中心ゾーン 238 の上に形成されており、これは、それ自体で閉じておらず、さらに舌の形状の密封要素もしくはストッパー 214 を区画し、開いている状態においても（図 22 および 23）、中心ゾーン 236 の残りの部分と一体になっている。20

【0057】

特に、ストッパー 214（図 24）は、実質的に円形の第一部分 214a と、該第一部分とつながっている実質的に長方形の第二部分 214b とを有する。ストッパー 214 は、通常、対応する開口部 215 を閉じ、レバー 216 に固定されており、これは閉じた状態（図 18 および 19）では少なくとも部分的に重なり合っている。

【0058】

レバー 216 は、その端部もしくはリング 232 を掴むことにより手動で動かされ、ストッパー 214 は、脆弱線 213 に沿って、上面 211 の中心ゾーン 236 の残りの部分から切り離される。30

【0059】

レバー 216 は、リング 232 の反対にある端部 234（図 18）で回動させ、すなわち周縁部 212 に実質的に対応して配置する。

【0060】

さらには、レバー 216 は、中間ゾーン 239 を有し（図 18）、レバー 216 は、柔軟な舌状体 251 が形成されている端部 234 と端部 232 の間にあり、この舌状体 251 は、リベット 250 という手段によりストッパー 214 に接続している。

【0061】

中間ゾーン 239 は、有利には端部 234 により近く、端部 234 は、支点として機能する。40

【0062】

ストッパー 214 は、以下のようにして取り除かれる。まず、レバー 216 のリング 232 は、容器 210 の外側に手動で持ち上げられ、その第一端部 214 で回動させることで、レバー 216 の中間ゾーン 239 が、脆弱線 213 に沿って、中心ゾーン 236 の残りの部分からストッパー 214 を、部分的に切り離す（図 20 および 21）。そして、リング 232 を後ろに引っ張ることにより、ストッパー 214 を持ち上げ、開口部 215 が完全に開くまで（図 22 より 23）、脆弱線 213 に沿って引き続き切り離される。

【0063】

図 25 は、本願発明に係る第三実施形態である容器 310 が図示されており、容器 310 は、中心ゾーン 336 を区画する環状の周縁部 312 が提供された上面 311 を有する50

。

【 0 0 6 4 】

溝 3 3 8 は、溝 3 8 および 2 3 8 と類似しており、上面 3 1 1 の上に形成されている。

【 0 0 6 5 】

脆弱線 3 1 3 は、中心ゾーン 3 3 6 の上に形成されており、脆弱線 3 1 3 は、それ自体で閉じておらず（脆弱線 2 1 3 と同様に）、舌の形状で密封要素もしくはストッパー 3 1 4 を区画し、開いている状態においても、中心部分 3 3 6 の残りの部分と一体になっている。

【 0 0 6 6 】

特に、ストッパー 3 1 4 は、実質的に長方形をしており、通常は、対応する開口部を閉じ、さらにレバー 3 1 6 に固定されており、これは閉じた状態では少なくとも部分的に重なり合っている。 10

【 0 0 6 7 】

このレバー 3 1 6 は、その端部もしくはリング 3 3 2 を掴むことにより手動で動かされ、脆弱線 3 1 3 に沿って、上面 3 1 1 の中心ゾーン 3 3 6 の残りの部分からストッパー 3 1 4 を切り離す。

【 0 0 6 8 】

レバー 3 1 6 は、リング 3 3 2 の反対側の端部 3 3 4 で回動し、すなわち中心ゾーン 3 3 6 の中心に実質的に対応して配置される。

【 0 0 6 9 】

さらには、レバー 3 1 6 は、中間ゾーン 3 3 9 を有し、この中間ゾーン 3 3 9 は、端部 3 3 4 と端部 3 3 2 の間にあり、柔軟な舌状体 3 5 1 が形成され、この舌状体 3 5 1 は、リベット 3 5 0 という手段によりストッパー 3 1 4 に接続している。 20

【 0 0 7 0 】

ストッパー 3 1 4 は、以下のようにして取り除かれる。まず、レバー 3 1 6 のリング 3 3 2 を手動で持ち上げ、第一端部 3 1 4 で回動させながら上面 3 1 1 の中心に向かって曲げて、レバー 3 1 6 の中間ゾーン 3 3 9 が、ストッパー 3 1 4 を脆弱線 3 1 3 に沿って中心ゾーン 3 3 6 の残りの部分から切り離す。そして、リング 3 3 2 をさらに同じ側に後ろに引っ張り、ストッパー 3 1 4 を持ち上げ、開口部 3 1 5 が完全に開くまで脆弱線 3 1 3 に沿って切り離される。 30

【 0 0 7 1 】

本願発明の範囲を超えずに、上述の容器 1 0 、 1 1 0 、 2 1 0 および 3 1 0 に変形を加えたり、追加の部分を加えられることは明白である。

【 0 0 7 2 】

また、本願発明は、実施例に言及しながら説明したが、当然、通常の知識を有する当業者は、本願特許請求の範囲に記載の特徴を有する物質のための容器のその他多くの同等物、したがって本願特許請求の範囲で定義される保護範囲に入る全ての物を達成できることも明白である。

【図1】

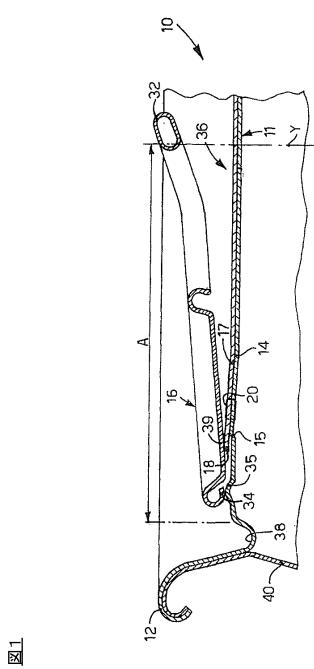


図1

【図2】

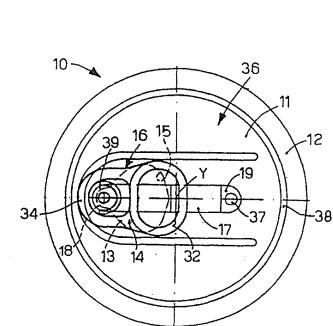


図2

【図3】

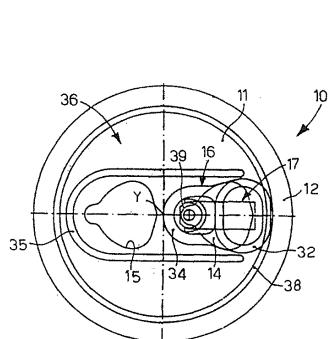


図3

【図4】

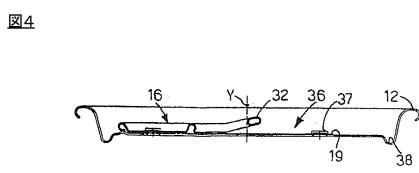


図4

【図7】

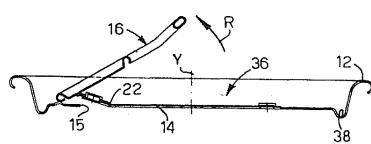


図7

【図5】

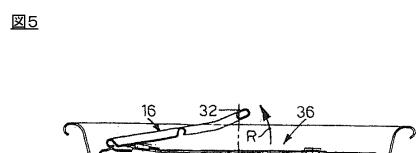


図5

【図8】

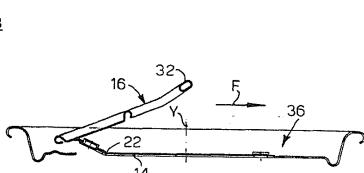


図8

【図6】

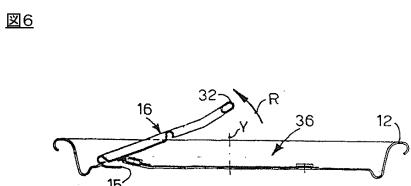
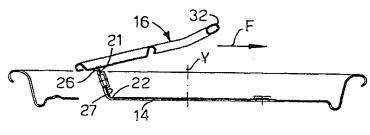


図6

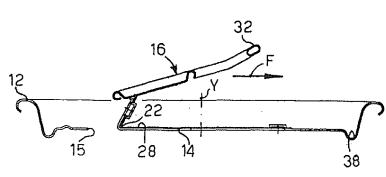
【図9】

図9



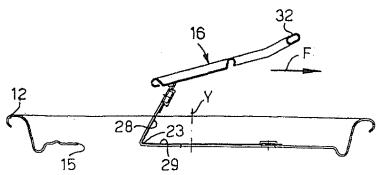
【図10】

図10



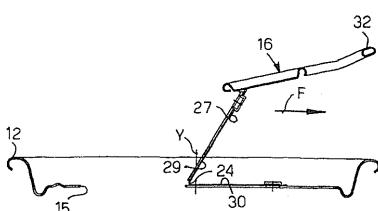
【図11】

図11



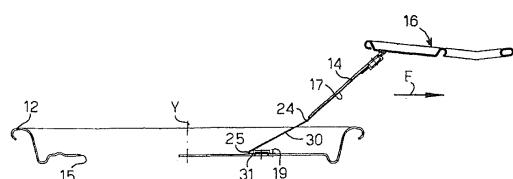
【図12】

図12



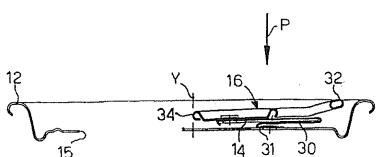
【図13】

図13



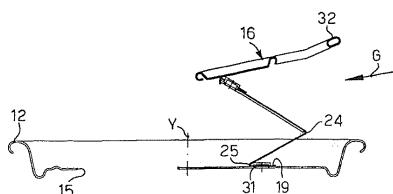
【図15】

図15



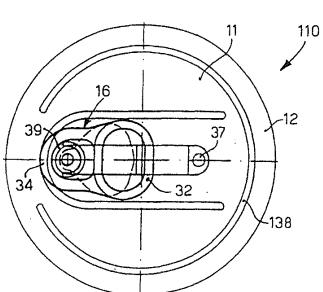
【図14】

図14



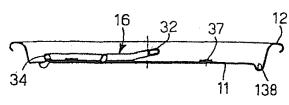
【図16】

図16



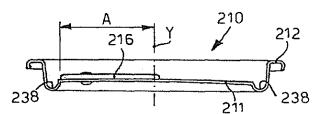
【図17】

図17



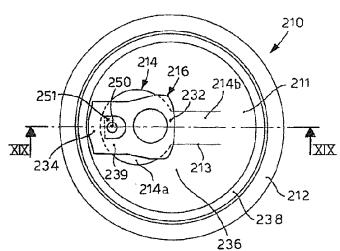
【図19】

図19



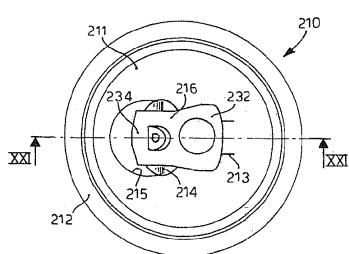
【図18】

図18



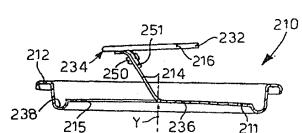
【図20】

図20



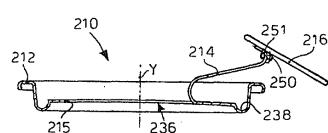
【図21】

図21



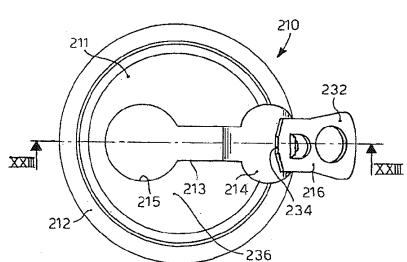
【図23】

図23



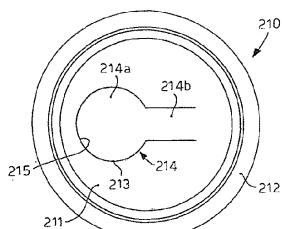
【図22】

図22



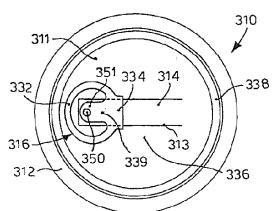
【図24】

図24



【図25】

図25



フロントページの続き

(74)代理人 100097180
弁理士 前田 均
(74)代理人 100110917
弁理士 鈴木 亨
(74)代理人 100156834
弁理士 橋村 一誠
(74)代理人 100147393
弁理士 堀江 一基
(74)代理人 100146639
弁理士 船本 康伸
(72)発明者 リンデン, パオロ
イタリア国, アイ - 12011 ボルゴ サン ダルマッソ, 9, ラルゴ アルジェンテラ
(72)発明者 カムルリ, エドモンド
イタリア国, アイ - 10122 トリノ, 16, ヴィア エフ. ジュヴァーラ

審査官 会田 博行

(56)参考文献 特開平05-162750(JP, A)
特表平11-512370(JP, A)
特開昭56-004550(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B 65 D 17 / 00